

岩手県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第114号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人岩手町社会福祉協議会	岩手郡岩手町大字五日市第9地割48番地	岩手郡岩手町大字五日市第10地割51番地1	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手郡岩手町大字五日市第9地割48番地	岩手郡岩手町大字五日市第10地割51番地1	平成19年4月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人岩手町社会福祉協議会	岩手郡岩手町大字五日市第9地割48番地	岩手郡岩手町大字五日市第10地割51番地1	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手郡岩手町大字五日市第9地割48番地	岩手郡岩手町大字五日市第10地割51番地1	平成19年4月1日